特定非営利活動法人滋賀大キッズカレッジ&地域教育支援センター

定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人滋賀大キッズカレッジ&地域教育支援センターという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、発達障害、不登校・登校拒否、学力不振等の特別な教育的ニーズを有する人、その家族、及び教員、一般市民に対して特別な教育的ニーズに関する学術研究の成果を普及・啓蒙し又地域の子育て全般を支援する活動を行うことを通して子育ての社会化を促進し、成熟した民主的な市民社会の形成に寄与する事を目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は前条の目的を達成するため、以下に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
（１）「子どもの健全育成を図る活動」
（２）「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」
（３）「社会教育の推進を図る活動」
（４）「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係る事業を行う。
（１）　学習障害、多動、アスペルガー症候群などに対する学習支援及び不登校・引きこもり、いじめ、虐待などの子ども・家庭に対する教育的援助などの事業
（２）　教育困難に悩む学校・教師に対するコンサルテーション及び発達障害の理解に関する社会的啓発活動などの事業
（３）　発達障害および現代の教育問題の解決に関する共同研究の推進と研究成果の普及並びに人材の養成及び教材・教具の研究開発と普及などに係る事業
（４）　その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
（１）正会員は、この法人の目的に賛同しこの法人の事業を行うために必要な発達及び教育に関する専門的知見と経験を有する個人及び団体とする。正会員は、この法人の運営に関する議決権を持つ。
（２）賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人及び団体とする。賛助会員は議決権を持たない。

（入会）
第７条　この法人に、会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の

承認を得なければならない。
2　理事会は、前項の入会申込者が第６条の条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
3　理事会は第１項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
2　会員は、本会に納入した会費の返還を求めることはできない。

（会員資格の喪失）
第９条　会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（1）退会したとき
（2）除名されたとき
（3）本会が解散したとき

（退会）
第１０条　会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を退会する日の１ヶ月以前に提出し、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条　会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。ただし、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（1）本会の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき
（2）本会の目的に反する行為があったとき
（3）本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき
（4）会費を１年以上滞納したとき

（拠出金の不返還）
第１２条　前２条の規定により、退会又は除名されたものは、本会の資産についていかなる請求権も有しない。

第４章　役員
（種別及び定数）
第１３条　この法人に次の役員をおく。
理事　３名以上１５名以内
監事　１名以上２名以内
2　理事の中から１名を理事長とし、副理事長１名をおくことができる。

（選任等）
第１４条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
2　理事長及び副理事長は理事の互選により選出する。
3　監事は、理事及びこの法人の職員をかねることができない。
4　役員は、法第２０条に適合し、その構成は、法第２１条に適合しなければならない。

（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、業務を統轄する。
2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づいて会務を執行する。
4　監事は、法第１８条に掲げる職務を行う。

（任期等）
第16条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条　理事又は監事のうち、その総数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。
2　職員は、理事長が任免する。

第5章　総　会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条
総会は、以下の事項について議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散
(3)　合併
(4)　事業計画及び活動予算ならびにその変更
(5)　事業報告及び活動決算
(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7)　入会金及び会費の額
(8)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9)　事務局の組織及び運営

(10)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の４分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第４項の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の４分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第２項、第30条第１項第２号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第6章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第４項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等とする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、第36条第２項及び第38条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

(資産の構成)
第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

(資産の区分)
第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

(資産の管理)
第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)
第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)
第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

(事業計画及び予算)
第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)
第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)
第46条 予算超過又は予算外の費用にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)
第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加

又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第49条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）
第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第51条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
（1）目的
（2）名称
（3）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
（5）社員の資格の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
（7）会議に関する事項
（8）その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
（9）残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
（10）定款の変更に関する事項

（解　散）
第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続き開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第53条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て選定する。

（合併）
第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第55条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	窪島務
副理事長	久保田璨子
理事	梅田修
同	井川百々代
同	道明初良
同	那須光章
同	深川美也子
同	松岡礼子
同	村地翌作
監事	黒田吉孝
同	黒田学

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2006年3月31日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

（1）正会員

個人会員　5,000円

団体会員　10,000円

（2）賛助会員

個人賛助会員　一口　5,000円

団体賛助会員　一口 10,000円

7　この法人の設立当初の主たる事務所の所在地は滋賀県大津市平津二丁目5番1号とする。